

社労士会労働紛争解決センター福島申立費用及び謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社労士会労働紛争解決センター福島規程（以下「センター規程」という。）第14条第2項、第15条第2項及び第20条の規定に基づき、費用及び謝金の額、支払方法に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、センター規程及び社労士会労働紛争解決センター福島和解手続規程（以下「手続規程」という。）において使用する用語の例による。

(費用の種類)

第3条 あっせん手続に関して、当事者から徴収する費用は、次条の申立費用、手続き費用及び第5条の費用とする。

(申立費用等)

第4条 申立人は、申立書をセンターに提出する際に、申立費用として金10,500円（消費税を含む。）を現金で納付しなければならない。

2 被申立人は、あっせん手続の依頼をしたとき、あっせん手続の期日までに手続費用として金5,250円（消費税を含む。）を現金で納付しなければならない。

3 申立費用は、申立てを受理する旨の決定をした後は返還しない。ただし、手続規程第12条第3項の規定によりあっせん手続が終了したときは、郵送料その他の実費を控除した残額を申立人に返還する。

4 申立費用は、第6条の規定による減免がされた場合にはその全額又は一部の額を、申立てを不受理とする旨の決定をした場合にはその全額を返還する。

5 前2項に規定する申立費用の返還に要する費用は、申立人の負担とする。

(その他の費用)

第5条 手続に要する通訳及び翻訳、あっせん委員が出張したときの旅費、宿泊費、その他の費用については、費用発生時にあっせん委員が、当事者の意見を聴いて負担額及び負担割合を定めることとし、当事者は、これに従ってセンターに費用を現金で納付するものとする。

2 あっせん委員は、前項に規定する費用を支払う必要があるときは、あらかじめ、その旨を当事者に説明して、了承を得なければならない。

(申立費用の減免)

第6条 センター長は、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯その他の事情を勘案して、申立費用の全部又は一部の支払いについて、運営委員会の承認を得て免除することができる。

(謝金等)

第7条 センターが、あっせん委員及びあっせん担当弁護士に支払う謝金は、あっせん手続1件(被申立人があっせん手続の依頼をしたものに限る。)につき金11,111円(源泉徴収税を含む。)とし、あっせん手続が終了した後に支払うものとする。ただし、2回以上にわたる場合、期日ごとに11,111円(源泉徴収税を含む。)を支払う。また、交通費は実費を支給するものとする。

2 センター規程第10条第2項により任命された運営委員が、運営委員会に出席したときは日当10,000円及び交通費実費を支給するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改正し、又は廃止するときは、本会理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年12月1日(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第5条の認証を取得した日)から施行する。